

林業・木材産業者が活用できる支援（2／3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の提出が不要 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 10/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p>▶もっと知りたい（農業経営者の皆様へ）</p> <p>▶もっと知りたい（林業経営者の皆様へ）</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>
林業の雇用維持のための保育間伐等に対する支援	<p>【林業経営体能力向上支援対策】 原木生産を伴わない森林施業（植林、下刈り、除伐、保育間伐、衛生伐、作業道整備）等に対し定額で支援（最大日当1万5千円程度）</p>	<p>支援対象：意欲と能力のある林業経営体、育成経営体等</p>	<p>林野庁整備課 TEL：03-3502-8065</p> <p>▶紹介動画</p>